

日事連・建築士事務所賠償責任保険加入依頼書 兼 変更依頼書

〈保険会社用〉

〈ご加入時の確認事項(日事連会員の方のみ)〉

私は、自分が保険契約者である企業または団体の構成員であることを確認のうえ、以下のとおり加入を依頼します。

私は、パンフレットP.25, 3.「個人情報の取扱いに関するご案内」の内容について確認のうえ、同意します。

受付	処理
----	----

加入依頼日	年 月 日 〒
☆ 加入 申込 人 (被 保 険 者)	フリガナ
	住所
	フリガナ
	事務所名
	フリガナ
代表者名	印

補償開始日	年 月 1 日	加入依頼書 受付No	会社記入欄
-------	---------	---------------	-------

保険料をお振込みいただいた翌月1日が補償開始日となります。

TEL	必ずご記入ください	FAX	必ずご記入ください
代表者 携帯電話	よろしければご記入ください	e-mail	よろしければご記入ください

部署名 担当者名	フリガナ	担当者 連絡先	電話 携帯電話 e-mail
-------------	------	------------	----------------------

☆年間設計料 および監理料	万円 (最近の決算書の数値により算出し、 1万円の単位まで申告してください)
------------------	---

ご契約 タイプ	D	E	F	G	H	
免責額 (万円)	10	30	50	100	200	300

～会員限定～ オプションプランご加入の場合は別途追加保険料が発生します。

オプションプラン	構造基準未達時補償 ^(※1)	建築基準法等基準未達時補償 ^(※2)	建物調査業務中賠償補償 ^(※3)
	加入する 加入しない	加入する 加入しない	加入する 加入しない

☆建物調査業務 売上高	※建物調査業務中賠償補償に加入される方のみご記入ください 万円 (最近の決算書の数値により算出し、 1万円の単位まで申告してください)
----------------	---

(※1) 構造基準未達時補償とは、構造基準未達による建築物の滅失または破損を伴わない瑕疵に関する特約を指します。
(※2) 建築基準法等基準未達時補償とは、建築基準関連法令の基準未達による建築物の滅失または破損を伴わない瑕疵に関する特約を指します。
(※3) 建物調査業務中賠償補償とは、請負業者特別約款ならびに管理下財物損壊担保特約を指します。

払込 方法	口座振替 口座振込	年間 保険料	円
----------	-----------	-----------	---

建築士事務所登録日	大正・昭和・平成・令和・西暦	年 月 日	
会員・非会員	事務所協会の会員である	事務所協会の会員ではない	
前年度の建賠保険加入(建築士会・JIA含む)	あり	なし	
前年度建賠保険加入 「あり」に○をされた 方はご記入ください。	保険会社名	証券番号	
	支払限度額 1事故	年間	対人1名
	保険期間	年 月 日から	年 月 日まで
	過去5年間に事故歴はございますか。	あり	なし
	事故件数	件	受領保険金合計 円

以下の質問事項にお答えください			
1	本保険で補償の対象となる危険について、過去5年以内に損害賠償請求を受けたことがありますか。(過去に東京海上日動と締結した保険契約の申込み時において、すでに告知いただいたものを除きます。)	はい いいえ	
2	本保険で補償の対象となる危険について、将来損害賠償請求を受ける恐れのある事実が既に発生していることを知っていますか。(過去に東京海上日動と締結した保険契約の申込み時において、すでに告知いただいたものを除きます。)	はい いいえ	
3	上記1.または2.のいずれかが「はい」の場合は、損害賠償請求およびその原因となる事実について具体的な内容をご記入ください。		
4	他の同種(建築士会、JIA各会の建賠)の保険契約または共済契約がありますか。	はい いいえ	
5	上記4が「はい」の場合はその具体的な内容をご記入ください。	保険会社名 満期日	保険等の種類 支払限度額

★告知申告欄